

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月15日（火）午前8時58分から午前9時50分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（10名）
  - 農業委員 4名
  - 推進委員 6名
4. 欠席委員（3名）
  - 農業委員 2名
  - 推進委員 1名
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第37号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第38号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程7 議第39号山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について
  - 日程8 その他
  - 日程9 今後の行事
  - 日程10 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長

## 7. 会議の概要

事務局長

それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は4名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和4年11月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

はい。おはようございます。11月も中旬になりまして、例年でありますと、秋の深まりを感じる季節でしょうが、今年は比較的暖かくて日中は汗ばむ程であります。それでも今週末の雨を境に普段の気温に戻るんじゃないかと言われていたところでもあります。また、皆様におかれましては仕事の合間を縫って利用状況調査の方を大変忙しくされておられるところだと思います。こちらの方も体調と相談しながら、よろしく願いいたします。また、本日 総会の中で先進地研修についても期間がせまっておりますので、この中で方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は3件の案件が上程されております。皆様方の慎重な審議をよろしく願いいたします。本日は大変お世話になります。

事務局長

ありがとうございました。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

はい。ありませんという事でしたので、次に移ります。次に日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、2番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第37号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第37号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第37号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和4年11月15日提出、山江村農業委員会会長。2ページと3ページが解約通知書と合意解約書の写しということになってます。(申請地所在について説明)。4ページから5ページに地籍図、現況写真を添付しております。解約の理由につきましては、貸し手の方が相続人変更に伴うものであり、お孫さんに相続されるということでしたので、後の議題で農業公社を通した使用貸借権の利用権設定が議案として出てきております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員 ちよつといいですか。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 (相続人の関係性について質問)

事務局長 (相続人の関係性について訂正)

6番農業委員 了解です。ありがとうございました。

議長 はい。他にございませんか。推進委員の方からも結構ですので、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第37号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第37号は原案の通り承認いたします。

議長 次に日程6、議第38号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第38号について説明をいたします。総会資料6ページをご覧ください。議第38号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年11月15日提出、山江村農業委員会会長。続きまして7ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。(申請人について説明)。内容につきましてはご覧のとおりとなっております。続きまして、8ページが申請書の写しということになっておりまして、関係事項につきましては記載のとおりということになっております。なお、資金につきましては自己資金でされるということになっております。申請地の農地区分につきましては9ページに現況写真等載せてありますけれども、農地区分につきましては生産性の低い小集団の農地であることから「第2種農地」であると事務局では判断いたしております。9ページ目から10ページ目にかけて、位置図・現況写真を添付しております。現地確認につきましては会長職務代理人、担当推進委員と共に11月8日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理人より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理人 はい。それではご説明いたします。11月8日9時より事務局長、担当推進委員、私と譲受人の方、その方の義理のお兄さん、譲渡人の方は来られてませんでした。計5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。場所は畑でありまして、10ページの写真を見てもらうと分かるんですけども、もう数十年何も作ってないような感じでちょっと荒れてます。その譲受人の方がですね、8ページにも書いてありますけれども、先の豪雨災害で被災された方で、ここに住宅兼作業小屋を建てたいということですので慎重な審議をよろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、再度 質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第38号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議第38号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第39号「山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、議第39号についてご説明いたします。総会資料の11ページをお開きください。議第39号「山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第8次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年11月15日提出、山江村農業委員会会長。12ページと13ページが意見書の写しとなっております。14ページをご覧ください。今回の利用権設定の総括表となっております。また、15ページをご覧ください。15ページに今回の利用権の設定状況等の一覧表を載せております。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が1件、使用貸借権の新規設定が1件、計2件となっております。案件の総面積は右下に書いてありますけれども、1,296㎡ということとなっております。続きまして16ページをご覧ください。16ペー

ジは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧というふうになっております。受け手につきましては、右側の欄に記載してあるとおりとなっておりますのでご覧いただければと思います。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の17ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。18ページをご覧ください。(申請内容について説明)。19ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。今回から農業公社のですね、出す書類が変わりまして、出し手と公社、受け手と公社の書類が一括して提出されておりますので2つ載せておりますけれども、18ページの方が出し手と公社の契約、19ページの方が公社と受け手の契約ということで一括して書類が出されておりますのでご確認いただければと思います。同じ内容が記載されております。続きまして、20ページから21ページにかけまして、地籍図・現況写真を添付しております。ちょっと21ページの現況写真がですね、法下付近までなっておりますので棒線だけしか入れてなくて大変申し訳ありませんけど、このような形、20ページのとおりとなっておりますのでご確認いただければと思います。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに11月8日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。11月8日9時半より立会いを行っております。本件は新規設定となっておりますが、実際は継続契約であります。公社の内容としまして、10年、5年区切りで一旦終了して新たに契約する場合には新規設定というふうになっておりますので、契約書の2022年12月1日からとなっておりますが、それ以前の5年間は同じ出し手の方、同じ受け手の方、それと作付面積、料金も全く同じであります。(申請地所在について説明)。21ページの写真がその現場なんですが、左手も受け手の方が作られて耕作されている場所であります。今後5年間は耕作されるということです。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 すみません。今まで何を作ってあったんですか。

担当農業委員 (作物について説明)。

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

〇〇推進委員 あの、18ページと19ページの契約期間が10年と5年どっちな。下のとは5年で。

事務局長 はい。トータルの契約は10年ですけど、他の案件でもありますけど5年5年で借り換えをされるということになってます。今回の案件は担当農業委員が言われましたとおり10年が終わったんですね。また貸し手も借り手も同じなんですけど、一旦10年が満了したので新規の契約を新たに同じ方でも結びなおすということになってます。なので10年が元で5年、更新で5年というふうな書類の書き方になってますのでご理解いただければと思います。

議長 よろしいですか。他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり可決いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の22ページをご覧ください。使用貸借権の設定に



○農業委員会先進地研修・農業委員会忘年会について

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは次に日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは日程10「閉会」に移ります。以上をもちまして農業委員会11月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和4年11月15日(火)午前9時50分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_